

鳴門教育大学附属図書館文献複写規程

平成16年 4月 1日
規程第 74 号

改正 平成26年 3月 7日規程第 5号
平成28年 1月 29日規程第 2号
令和 元年 8月 20日規程第88号
令和 3年 3月 10日規程第10号
令和 3年12月 8日規程第30号

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学附属図書館における文献複写については、鳴門教育大学の教員の申出に基づき、公費を移算して行うものを除き、この規程の定めるところによる。

(資料の複写)

第2条 前条に規定する文献複写は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、行うことができる。

2 前項の資料の複写の申込みを希望するときは、所定の手続きにより申し込むものとする。

(文献複写料金)

第3条 前条の規定により申込みを希望した者は、文献複写料金を前納しなければならない。ただし、相殺によって処理するもの及び遠隔地からの申込みにより郵送するものについては、この限りでない。

2 文献複写料金は、別表のとおりとする。

3 文献複写料金の収納に当たり、申込みを希望した者が必要としない場合は、請求書の発行を省略することができる。

4 納付した文献複写料金は、還付しない。

(著作権に関する責任)

第4条 文献複写に関する著作権上の責任は、申込者において負うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

複 写 の 種 別	料金の 種 別	規 格	単 位	文 献 複 写 料 金		
				本学の教員及び学生 の申込みにより職員が複写するもの	左以外の者の申込みにより職員が複写するもの	コイン式複写機で複写するもの
電 子 複写方式	複写料	モノクロ A 3 版 まで	1 枚 につき	2 0 円	3 7 円	1 0 円
		カラー A 3 判 まで		5 0 円	5 0 円	5 0 円
		モノクロ A 3 判 まで		2 0 円	3 7 円	
通 信 費 ・ 送 料				実 費		